

# 暮らしサポート



消費生活に関する  
問合せ・相談は消費  
生活センターへ

## 千円のはずが 20万円の工事に!? 屋根工事の契約トラブル

「近所で工事をしてい  
るのであいさつに来た」と  
訪ねてきた男性から、「お  
宅の屋根の鬼瓦が傾いて  
いるのが気になっていた。  
隣の家に落ちると大変だ。  
今なら残っている漆くい  
を使って千円で直してあ  
げる」と言われ、千円で  
すぐ直してもらえらなら  
と修理をお願いした。作  
業終了後「瓦が浮いてい  
るのでそのままと雨漏り  
するので屋根全体を工事  
したほうがいい」と言わ  
れ、雨漏りしたら大変だ  
と慌ててしまい、約20万  
円の工事の契約をした。  
しかし、冷静になってみ

ると契約を急ぎすぎたよ  
うな気がする。クーリン  
グ・オフしたい。  
(当事者：60歳代男性)

### 【ひとこと助言】

突然自宅を訪問し、「修理し  
ないと大変なことになる」等  
と不安をあおり、その場で契  
約を結ばせる屋根工事に関す  
る相談が後を絶ちません。

事例の他にも、「今なら通常  
料金の〇割引き」等と契約を  
せかされたり、長時間居座ら  
れて勧誘される等のケースも  
あります。

「瓦が浮いている」等の説明  
が事実ではない場合もありま  
す。決してその場では契約せ  
ず、相手の言うことが事実な  
のか、必要な工事かどうか等  
を家族や周囲の人に相談しま  
しょう。工事を頼む際には、  
複数業者から見積もりを取る  
ことも大切です。

訪問販売の場合、工事が終  
わっていてもクーリング・オ  
フできる場合があります。  
(国民生活センター見守り新  
鮮情報より抜粋)



## 「買付証明書」で 信用させる! 原野商法の二次被害

40年くらい前に、北海  
道の山林を約70万円で購  
入した。1カ月ほど前、  
「この土地を売りたい人  
がいるので坪12万円で売  
ってほしい」と電話が来  
た。購入希望者の「買付  
証明書」や「印鑑証明書」  
が届いたので信用して、  
土地に生えている木を取  
り除くための整地代とし  
て約20万円を個人名義の  
口座に振り込んだ。その  
後さらに、「道を造る」等  
と言われ、5回以上にわ  
たって合計約420万円  
を振り込んだが、そのう  
ち電話をしても業者と連  
絡が取れなくなってしまう  
た。どうしたらよいか。  
(当事者：80歳代男性)

### 【ひとこと助言】

過去に原野商法(値上がり  
の見込みがほとんどないよう  
な山林等を将来値上がりする  
かのように偽って販売する手  
口)の被害に遭った人に、そ  
の土地の売却話を持ち掛け、  
測量サービスや整地工事、別

の土地の購入等の新たな契約  
を結ばせる二次被害の相談が  
増加しています。事例のよう  
に「買付証明書」等を発行し  
て、あたかも買い手がいるか  
のように消費者を信用させる  
等、手口も巧妙化しています。  
業者のセールストークをう  
のみにせず、自治体等に土地  
の状況を確認する等、契約は  
慎重に判断し、不要であれば  
きっぱり断りましょう。  
契約してしまってもクーリ  
ング・オフができる場合もあ  
ります。

(国民生活センター見守り新  
鮮情報より抜粋)

## 食の安全サポーター 養成講座

調理実習を通して食の安全  
を考えましょう。

◇日時 11月30日(土)午前10  
時～午後1時

◇内容 地産品を使って昼食  
を作ります。

◇場所 中央公民館調理室

◇参加費 300円

◇募集人数 15名  
◇申込方法 11月10日(日)ま  
でに村消費生活センターに  
電話でお申し込みください。

## 消費生活に関する相談は

- ◇村消費生活センター (消費生活相談全般) …役場1階西側 (収納課奥)  
月・水・木・金 午前9時～正午、午後1時～4時 ☎885-7141 (直通)  
(相談の受付は、午前は11時30分、午後は3時30分まで。また、都合により相談員が不在の  
場合がありますので、電話でご確認ください。)
- ◇消費者ホットライン (全国共通ダイヤル) ☎0570-064-370
- ◇県警悪質商法110番 (訪問販売等の商取引や悪質金融業者に絡む各種相談)  
午前8時30分～午後5時15分 ☎029-301-7379

